

結核予防費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付する結核予防費補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）及び補助金等の名称等の告示（昭和47年栃木県告示第354号。以下「告示」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 結核の発生を予防し、及びそのまん延を防止し、もって県民の健康の増進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第53条の2第1項に規定する学校又は施設（国、県又は市町村の設置する学校及び施設並びに宇都宮市に所在する学校及び施設を除く。以下「学校等」という。）の設置者が法第58条の3の規定により支弁した結核に係る定期の健康診断（胸部エックス線検査に係るものに限る。）に要する経費を交付の対象とする。

ただし、学校等の設置者が支弁すべき費用について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）による措置又は介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者総合支援法（平成24年法律第51号）その他の法令等による給付等がある場合は、交付の対象としないものとする。

(交付の率)

第4条 告示中結核予防費補助金の項に規定する知事が別に定める基準は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金等の交付を受けようとする者が規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき 申請書の名称	様式	部 数	申請書に添付すべき 書類の名称	様式	部 数	提出 期限	経由 機関
結核予防費 補助金交付 申請書	規則の別 記様式第 1	2	1 結核予防費補助金所要 額調書	別記様式第1号	2	知事 の定 める 日	所轄 保健 所長
			2 支出予定額内訳書	別記様式第2号	2		
			3 事業計画書	別記様式第3号	2		
			4 収支予算書（抄本）	別記様式第4号	2		

(補助条件)

第6条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または当該事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助事業に要する経費または補助事業の内容の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。

(軽微な変更)

第7条 第6条第3号における「軽微な変更」とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業主体を変更すること。
- (2) 事業費又は事業量の20パーセント以上の変更をすること。

(変更の承認)

第8条 第6条第3号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、次の表に定める書類を提出しなければならない。

提出すべき 申請書の名称	様式	部 数	申請書に添付すべき書類の 名称	様式	部 数	提出 期限	経由 機関
結核予防費 変更交付申 請書	規則の別 記様 式第1（ 変更）	2	1 結核予防費補助金 所要額調書	別記様式第1号	2	知事 の定 める 日	所轄 保健 所長
			2 支出予定額内訳書	別記様式第2号	2		
			3 事業計画書	別記様式第3号	2		
			4 収支予算書（抄本）	別記様式第4号	2		

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表の定めるところによる。

提出すべき 報告書の名称	様式	部 数	申請書に添付すべき書類の 名称	様式	部 数	提出期 限	経由機 関
結核予防費 補助金実績 報告書	規則の別 記様式第 2	2	1 結核予防費補助金 精 算額調書	別記様式第5号	2	知事 の定 める 日	所轄 保健所 長
			2 支出額内訳書	別記様式第6号	2		
			3 事業実績報告書	別記様式第7号	2		
			4 収支計算（見込）書（抄 本）	別記様式第8号	2		

(補助金の交付の請求)

第10条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表の定めるところによる。

提出すべき 請求書の名称	様式	部 数	請求書に添付すべき 書類の名称	様式	部 数	提出期 限	経由機 関
結核予防費 補助金交付 請求書	規則の別 記様式第 4	1	交付確定通知書の写し		1	知事 の定 める 日	—

附 則

- 1 この要領は昭和58年度分の補助金から実施する。
- 2 この要領は令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要領は昭和59年度分の補助金から実施する。

附 則

この要領は昭和60年度分の補助金から実施する。

附 則

この要領は昭和61年度分の補助金から実施する。

附 則

この要領は昭和62年度分の補助金から実施する。

附 則

この要領は昭和63年度分の補助金から実施する。

附 則

この要領は平成元年度分の補助金から実施する。

附 則

この要領は平成2年度分の補助金から実施する。

附 則

この要領は平成3年度分の補助金から実施する。

附 則

この要領は平成4年度分の補助金から実施する。

附 則

この要領は平成5年度分の補助金から実施する。

附 則

この要領は平成6年度分の補助金から実施する。

附 則

この要領は平成 7 年度分の補助金から実施する。

附 則

この要領は平成 8 年度分の補助金から実施する。

附 則

この要領は平成 9 年度分の補助金から実施する。

附 則

この要領は平成10年度分の補助金から実施する。

附 則

この要領は平成11年度分の補助金から実施する。

附 則

この要領は平成12年度分の補助金から実施する。

附 則

この要領は平成15年度分の補助金から実施する。

附 則

この要領は平成19年度分の補助金から実施する。

附 則（平成22年 3 月30日改正）

この要領は、平成22年 3 月31日から適用する。

附 則（平成23年 7 月28日改正）

この要領は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則（平成24年 9 月12日改正）

この要領は、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則（平成26年 3 月31日改正）

この要領は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則（平成28年 3 月30日改正）

この要領は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則（平成30年 3 月30日改正）

この要領は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則（平成31年 4 月 1 日改正）

この要領は、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日改正）

この要領は、令和 2 年度分の補助金から適用する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日改正）

この要領は、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日改正）

この要領は、令和 4 年度分の補助金から適用する。

附 則（令和５年４月１日改正）

この要領は、令和５年度分の補助金から適用する。

附 則（令和６年４月１日改正）

この要領は、令和６年度分の補助金から適用する。

附 則（令和７年４月１日改正）

この要領は、令和７年度分の補助金から適用する。

附 則（令和８年３月30日改正）

この要領は、令和８年度分の補助金から適用する。

別紙

交付基準

次の表の算定基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得られた額とする。

算定基準額	胸部エックス線検査に係る次に掲げる額の合計額 (1) 506円×医療機関で間接撮影を受けた者の実数 (2) 506円×医療機関で直接撮影を行った者の実数
対象経費	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第1項の規定による健康診断のために必要な報酬、職員手当（特殊勤務手当）、賃金、報償費（報償金）、旅費、需要費（消耗品、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料及び医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料及び損害保険料）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費並びに公課費